

緑にかこまれた健康な文化都市



第四次北本市総合振興計画

後期基本計画

概要版

# ごあいさつ

## 「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現に向けて

北本市は、平成21年3月に第四次北本市総合振興計画中期基本計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてまいりました。

この間、圏央道桶川北本インターチェンジの供用開始、江崎グリコ（株）新工場の誘致など本市を取り巻く環境は大きく変化してきております。

このたび、平成24年度からの4年間において取り組むべき基本施策を見据え、第四次北本市総合振興計画後期基本計画を策定いたしました。

策定にあたりましては、社会・経済動向の調査並びに北本市市民意識調査の実施、第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定市民会議の開催、北本市議会への照会、パブリックコメントの実施、北本市総合振興計画審議会の開催を通じ、広く市民のみなさまから多くの貴重な御意見をいただきました。

新たに策定した計画に基づき、今後も「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現に向けた市政運営を行い、市民の皆様はずっと暮らしつづけたいまちとして誇れるまちづくりを進めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、多くの方からの御支援・御協力に心から感謝申し上げますとともに、今後とも一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。



平成24年3月  
北本市長 石津賢治

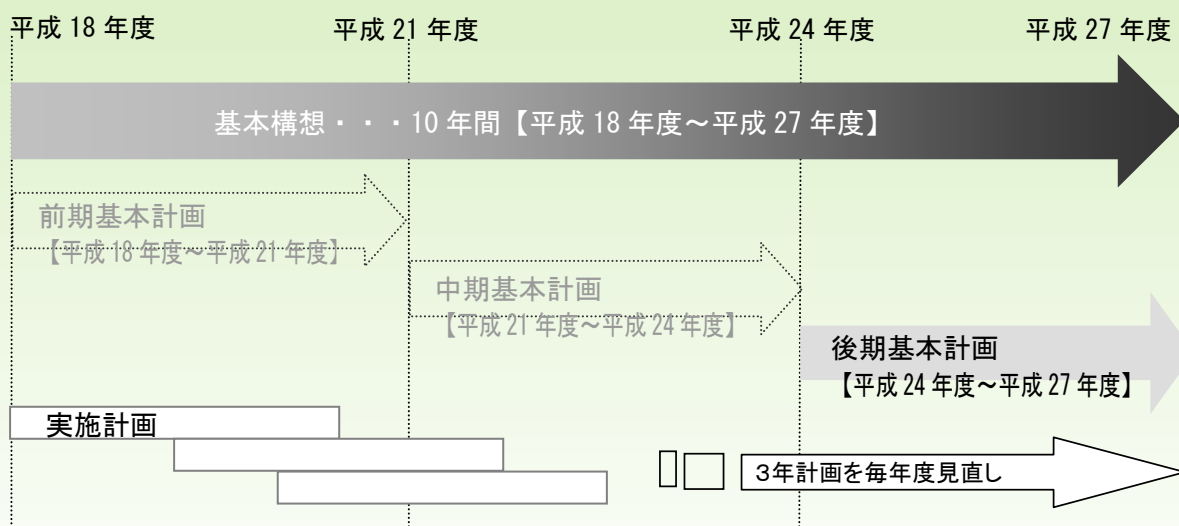
## この計画について

### ●計画の構成

この計画は、「基本構想」「基本計画」と、別に定める「実施計画」で構成します。

基本計画は、基本構想を実現するための基本施策・事業を体系的に明らかにするものであり、基本構想の計画期間を前期・中期・後期に区分した4年計画として、3年ごとに見直し期間を設けて策定します。

後期基本計画の期間は平成24年（2012）度から平成27年（2015）度までの4年間とします。



●将来都市像 『緑にかこまれた健康な文化都市』

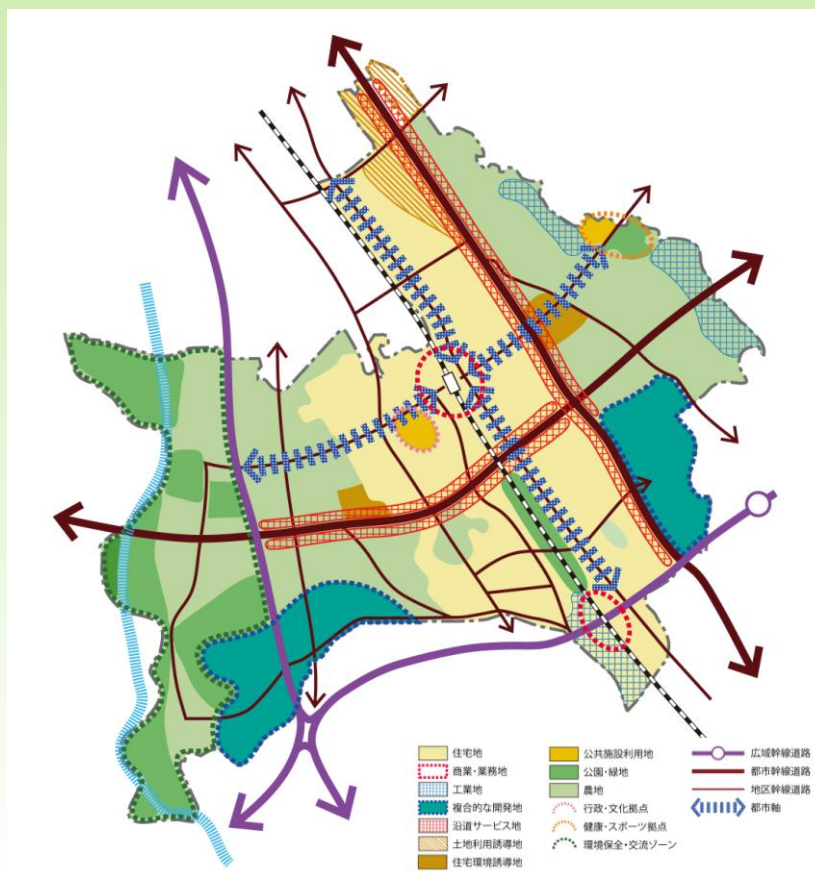
●まちづくりの目標

「人を育み支え合う都市」の実現 「緑が活きる快適な都市」の実現  
 「活力あふれる交流都市」の実現

●将来人口 71,000人（平成27年）

●土地利用構想

区分	整備方向
住宅地	・美しい景観を重視し、緑や花を育てるなど、快適でゆとりある住宅環境の整備を推進します。
商業・業務地	・北本駅周辺の中心市街地として、駅前空間の交流や道路沿道の有効活用などをふまえた賑わいづくりとともに、新駅（構想）周辺に「まちの駅」的な機能の導入を検討します。
工業地	・圏央道のインパクトを効果的に吸収するために、工業導入促進のための条件整備を進めます。
農地	・優良農地の保全や観光農業等の推進を図るとともに、今後の動向を見極め、適正な土地利用に努めます。
公園・緑地	・景観、健康づくり、レクリエーション、防災、交流の場等多面的な利用を推進します。
複合的な開発地	・交通利便性向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設の誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。
住宅環境誘導地	・市街化調整区域で住宅が集中しており、既存の住宅地の環境整備に努めます。
土地利用誘導地	・市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。
公共施設利用地	・市役所、文化施設、教育施設等の用地として、環境整備の充実に努めます。
沿道サービス地	・国道17号及び南大通線については、沿道型サービス施設の誘導を図ります。



# 後期基本計画

## 第1章 未来につなぐ夢のある学びのまち (生涯学習・教育)

### 【施策の大綱と主要施策】

#### ◇市内全域を学びの場とするまちづくり

“人づくりはまちづくり”の考え方から、本市の学校、自然、歴史、生活、産業などを市民の豊かな学びの場（キャンパス）として活用するとともに、市民の知識や技術、学習成果をまちづくりに活かす機会をつくります。

#### ◇家庭・学校・地域で子どもたちを育むまちづくり

子どもたちが、健康で楽しく学びながら個性と能力を伸ばし、生きる力と将来の夢を育んでいくことができるよう、地域・家庭とも連携し、安全で快適な学校づくり、地域に根ざした教育を進めます。

節	主要施策
1 生涯学習の推進	生涯学習推進体制の充実/学習機会の充実/生涯学習によるまちづくり
2 学校教育の充実	幼児教育の振興/教育環境の整備/教育内容・方法の充実/教育センター活動の充実/学校給食の充実/学校保健・体育の充実/学校安全教育の充実/ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進/地域に開かれ、地域の教育力を活用した教育の推進
3 青少年の健全育成	青少年健全育成事業の推進/地域の教育推進体制の充実/家庭教育学習機会の充実
4 社会教育の充実	社会教育施設の充実/社会教育活動の充実/学校・社会教育の連携
5 文化・スポーツ活動の推進	芸術・文化活動の推進/スポーツ施設の充実/スポーツ・レクリエーション活動の推進/姉妹都市等の交流の促進
6 文化財の保護・活用	文化財の保護・継承/文化財の活用

## 第2章 心かよう健やかなまち (保健・医療・福祉)

### 【施策の大綱と主要施策】

#### ◇やさしい心がかようまちづくり

市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉のまちづくりを推進するとともに、多様な福祉ニーズに対応できる体制の確立に努めます。

#### ◇健やかに暮らせるまちづくり

健康に対する意識がますます高まる中、市民一人ひとりが主体的に自らの心身の健康を維持・増進していくことができるよう支援するとともに、生活習慣病の予防対策や保健・医療の連携体制を充実します。

節	主要施策
1 地域福祉の推進	地域福祉計画の策定/福祉意識の高揚/福祉団体等の育成・強化/権利擁護体制の整備/福祉サービスの提供体制の充実/地域ケアシステムの確立

2 保健・医療の充実	健康づくり対策の推進/母子保健対策の推進/成人保健対策の推進/地域医療体制の充実
3 子育て支援の充実	子どもが元気で健やかに育つ支援の充実/子どもがたくましく心豊かに育つ支援の充実/子どもと子育て家庭が安心して暮らせる支援の充実/仕事と子育てを両立できる支援の充実/子どもと子育て家庭をみんなで応援する支援の充実
4 高齢者福祉の充実	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進/健康づくり・介護予防と生きがい対策の充実/保健・医療・福祉・介護サービスの連携と充実
5 障がい者(児)福祉の充実	障害者福祉計画及び障害福祉計画の推進/福祉サービスの充実/社会参加の促進
6 社会保障制度の充実	国民健康保険制度の充実/後期高齢者医療制度の普及・啓発/国民年金制度の普及・啓発/介護保険制度の充実/生活支援制度の充実/医療費の公費負担制度の適正運営

### 第3章 緑輝くうるおいのまち (環境・景観)

#### 【施策の大綱と主要施策】

#### ◇緑輝くまちづくり

本市の財産である緑の環境の保全・活用を基調に、バランスある土地利用と、都市景観の形成を通じ、美しい住宅都市としての魅力を高めます。

#### ◇環境にやさしいまちづくり

豊かな緑を次代へと引き継いでいけるよう、多様な生物が棲む市内の自然環境を知り、守り育てていくとともに、資源を大切に、ごみの減量やリサイクルを推進するなど、環境にやさしいまちづくりを進めます。

節	主要施策
1 バランスある土地利用の推進	都市マスタープランに基づく都市づくりの推進/道路整備計画の策定/計画的な土地利用の推進/緑地の保全
2 豊かな住環境と都市景観の形成	緑豊かな住環境の形成/都市景観の形成/開発・建築行政との連携
3 資源循環型の環境にやさしいまちづくり	環境基本計画の推進/地球温暖化対策実行計画の推進/環境にやさしいまちづくり/人にやさしいまちづくり/生活環境保全の推進/ごみの減量化・再資源化の推進/し尿・生活排水処理の推進
4 公園・緑地の整備	緑の基本計画に基づく公園緑地等の整備/都市公園の整備/緑地の保全/散策路の整備/生産緑地の保全・活用/桜の育成管理

### 第4章 快適で安心・安全なまち (都市・生活基盤)

#### 【施策の大綱と主要施策】

#### ◇快適・便利なまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが快適で、便利な生活を送ることのできる都市環境づくりを進めます。

## ◇安心・安全なまちづくり

防災・防犯面の強化と、高齢者から子どもまですべての人へのやさしさを備えた、安心・安全なまちづくりを、市民とともに進めます。

節	主要施策
1 市街地の整備	計画的な土地利用/市街化区域編入地区の整備/土地区画整理事業等の推進/首都圏中央連絡自動車道整備に伴う周辺地域の整備計画等の検討/地名地番整備
2 道路・交通体系の整備	道路体系の整備/生活道路の整備/幹線道路の整備/公共交通の充実
3 上・下水道、河川の整備	安全な水道水の供給と安定給水の堅持/非常時に万全な水道/次世代に継承できる水道システム/将来を見通した効率的な事業運営/公共下水道（汚水）整備/公共下水道（雨水）整備/一級河川の整備・改修の要請
4 防犯・交通安全の推進	防犯体制の充実/防犯施設の充実/犯罪被害者への支援/交通安全の充実/交通環境の整備/交通事故被害者の救済
5 防災・消防の充実	危機管理の強化/防災（減災）基盤の整備/防災（減災）体制の強化/防災（減災）活動の充実/消防力・救急業務の強化/国民の保護のための措置の実施体制の整備

## 第5章 「業」を耕す活力のまち（産業）

### 【施策の大綱と主要施策】

#### ◇地域産業・交流産業を振興するまちづくり

本市の立地や緑の環境を活かし、既存の農業、商業、工業の活性化と新たな産業の育成を図るとともに、それらの複合的な展開を促進し、個性のある地域産業を形成します。

#### ◇「業」を育むまちづくり

勤労者が時代の変化に対応し、仕事を確保・継続していくための支援を図ります。異業種交流、産学官共同体制づくりとともに、市民の豊富な知識・技術・意欲を活かせる体制づくりを進めます。

節	主要施策
1 総合的な産業の振興	産業振興ビジョンの推進
2 農業の振興	農業生産基盤の整備/人材の育成/農産物の生産と消費の拡大/地域集落営農の検討
3 商業・サービス業の振興	魅力ある商業地の形成/経営の支援
4 工業の振興と新たな企業の誘致	工業の振興/経営力の強化
5 観光・交流産業の振興	観光資源の創出・観光施設の整備/情報発信の強化/観光関連団体の支援
6 就労対策	就労支援の充実/勤労者厚生事業の充実

## 第6章 みんなでつくる参加と交流のまち (市民自治)

### 【施策の大綱と主要施策】

#### ◇互いが尊重し合い、参加・交流の中で力を引き出す協働のまちづくり

様々な立場の市民やまちを訪れる人々が互いに尊重しあいながら参加・交流し、力を活かしながら、暮らしやすい協働のまちづくりを進めます。

#### ◇それぞれが理解し尊重し合う、開かれたまちづくり

性別、生い立ち、国籍、障がいの有無などの差異に基づく偏見や誤解をなくし、市民一人ひとりが尊重し合うことができる、開かれたまちづくりを目指します。

### 【主要施策】

節	主要施策
1 暮らしと参加・交流の場としての地域コミュニティづくり	地域まちづくり活動の推進/セーフコミュニティの推進/コミュニティ施設の充実/生涯学習・地域福祉活動との連携
2 平和と人権を尊重するまちづくり	平和意識の高揚/人権意識の高揚/人権教育事業の推進
3 男女共同参画社会の推進	総合的・計画的な男女共同参画の推進/男女の人権の尊重/あらゆる分野への男女共同参画
4 国際化への対応	国際性豊かな人材の育成/国際交流の推進/国際化に対応したまちづくり
5 消費生活における安心の確保	消費者保護の充実/自立した消費者の育成

## 第7章 計画の推進に向けて

### I 都市経営体制の確立

節	主要施策
1 市民参加の促進と協働体制の強化	市民参加体制の充実/情報公開の推進/個人情報保護の徹底/協働体制の強化
2 行財政改革の推進、地方分権化社会にふさわしい自治体制づくり	行政改革の推進/地方分権の推進
3 柔軟な行財政執行体制の整備と内部管理の充実	人事管理の充実/計画的な財政運営の推進/財源の確保/財産の効率的な活用/執行体制の充実
4 広域行政の推進	広域行政体制の推進/広域行政計画の推進

### II 計画の進行管理

節	主要施策
1 総合振興計画の適切な進行管理	進行管理体制の整備
2 計画の実施・達成度評価や数値目標の評価による計画管理の充実	行政評価システムの導入及び執行

## 第8章 地域別主要施策

### 1 中丸地域

地域の緑地や農地と調和した住環境の整備として市街地の整備、道路・交通環境の改善に努めます。特に、隣接する桶川市内に圏央道インターチェンジが整備されることから、周辺の土地利用の適正化と都市基盤整備を進めます。

### 2 中央地域

北本駅周辺地区を商業・業務の拠点として商業・サービス機能の充実を図り、人が出会い、集える場として活力と魅力あるまちづくりに努めます。また、地域の幹線道路である中山道と中央通線の整備、市街地の生活道路の改善や緑地の保全などの環境整備、まち並みの景観に配慮したまちづくりを進めます。

### 3 東地域

市としての生産活動、特に農業、工業の振興を図るため、農業・工業系の土地利用を明確にし、適正な土地利用を誘導します。また国道17号東側で住宅が集中している地域は、住宅地の環境整備に努めます。

### 4 東間深井地域

住宅地、農地、商業地としての適正な土地利用の誘導を図ります。特に、国道17号西側の市街化調整区域は市街化の進行が見られる区域でもあり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を目指します。また、生活道路や交通環境の整備と緑地の保全に努めます。

### 5 南部地域

土地区画整理事業、都市計画道路等の基盤整備を進めます。また、新駅予定地周辺を新商業・業務地としての新しい機能を導入します。さらに地域内には、住宅地の一部に建築協定を締結して良好な住環境を形成している地区があることから、住民の意向に沿って地区計画制度や建築協定等の活用を図ります。

### 6 本町西高尾地域

市役所、文化センター等を中心に行政・文化の拠点機能を充実するとともに、良好な住宅地として、生活環境の整備や緑地等の保全を図ります。

### 7 西部地域

荒川沿い周辺を環境保全・交流ゾーンとして位置付け、市民と来訪者の憩いと交流の場として環境整備に努めます。また農地を活用した観光農園等を充実します。さらに石戸地域で住宅地が集中している地域を住宅環境誘導地として位置付け、住宅地の環境整備に努めます。

### 8 公団地域

地域の安全性を高めるため、生活道路の保全と交通環境の充実に努めます。また、高齢者が増加している地域でもあり、高齢者の支援体制を充実します。

#### 第四次北本市総合振興計画 後期基本計画(概要版)

発行日／平成24年3月

発行／北本市

編集／総合政策部政策推進課